



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 19 日 (火)
第 8 4 8 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	行政書士法による指定試験機関の変更の届出 (198) (政策法務課) 2
	公衆浴場入浴料金の統制額の指定の一部改正 (199) (くらしの安心推進課) 2
	宅地建物取引業法による指定試験機関の名称の変更の届出 (200) (住宅政策課) 2
	宅地建物取引主任者証の交付等を受けようとする者が受講しなければならない講習の 指定の一部改正 (201) (〃) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (202・203) (経済通商総室) 3
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (204) (〃) 6
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (205) (道路建設課) 7
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (206) (西部総合事務所県民局) 7
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (207) (西部総合事務所福祉保健局) 8
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (208) (会計指導課) 8
◇ 公 告	建築士免許の取消 (住宅政策課) 8
	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定 (産業振興総室) 9
	鳥取県林地開発条例による許可状況の公表 (中部総合事務所農林局) 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2件) (警察本部会計課) 9
	制限付一般競争入札の実施 (〃) 14

告 示

鳥取県告示第198号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
財団法人行政書士試験研究センター	一般財団法人行政書士試験研究センター	平成25年4月1日

鳥取県告示第199号

平成17年鳥取県告示第916号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成18年1月1日から施行する。</p> <p>平成12年鳥取県告示第506号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、平成17年12月31日限り廃止する。</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>前項の規定は、鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）第1条の2第1項に規定する一般公衆浴場以外の公衆浴場の入浴料金については、適用しない。</u></p>	<p>公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成18年1月1日から施行する。</p> <p>平成12年鳥取県告示第506号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、平成17年12月31日限り廃止する。</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）<u>第1条の2第2項に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は適用しない。</u></p>

鳥取県告示第200号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定により、指定試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定試験機関の名称
変更前 財産法人不動産適正取引推進機構
変更後 一般財団法人不動産適正取引推進機構
- 2 変更年月日
平成25年 4 月 1 日

鳥取県告示第201号

昭和56年鳥取県告示第525号（宅地建物取引主任者証の交付等を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定について）の一部を次のように改正し、平成25年 4 月 1 日から施行する。

平成25年 3 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、宅地建物取引主任者証の交付又はその有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。</p> <p><u>公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会</u>が実施する宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の17第2号及び第3号に該当する講習</p>	<p>宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、宅地建物取引主任者証の交付又はその有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。</p> <p><u>社団法人鳥取県宅地建物取引業協会</u>が実施する宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の17第2号及び第3号に該当する講習</p>

鳥取県告示第202号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年 3 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイ両三柳店
米子市両三柳58-2外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
株式会社向井 代表取締役 向井 智之 米子市彦名町4171
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
変更後 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
株式会社向井 代表取締役 向井 智之 米子市彦名町4171
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市一方228
株式会社ランディーズ 代表取締役 小林 新一 岡山県津山市一方228
有限会社男山 代表取締役 吉田 育史 米子市両三柳58-2
変更1 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
株式会社ランディーズ 代表取締役 小林 新一 岡山県津山市戸島893-15
有限会社男山 代表取締役 吉田 育史 米子市両三柳58-2
変更2 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
株式会社ランディーズ 代表取締役 小林 新一 岡山県津山市戸島893-15
有限会社男山 代表取締役 吉田 育史 米子市両三柳58-2
株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9

4 変更年月日

- (1) 3(2)の変更1 平成11年2月22日
(2) 3(1)及び3(2)の変更2 平成25年3月1日

5 変更する理由

設置者の増並びに小売業者の変更及び増があったため

6 届出年月日

平成25年3月1日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

8 縦覧に供する期間

平成25年3月19日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイ両三柳店
米子市両三柳58-2外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
株式会社向井 代表取締役 向井 智之 米子市彦名町4171
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 1,909平方メートル
変更後 3,176平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 163台
変更後 212台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 10台
変更後 20台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 変更前 66平方メートル
変更後 174平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 変更前 46.1立方メートル
変更後 58.04立方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 変更前 3か所
変更後 7か所
 - イ 位置 7の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
平成25年4月30日
- 5 変更する理由
隣接既存店と一体化して来客利便性の向上を図るため
- 6 届出年月日
平成25年3月1日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間

平成25年3月19日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第204号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ鳥取北ショッピングセンターウエストコート

鳥取市南隈101外

2 承継により変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 イオン株式会社 取締役 代表執行役社長 岡田 元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

3 承継があった年月日

平成20年8月21日

4 承継の理由

会社分割のため

5 承継に係る店舗面積

11,240平方メートル

6 届出年月日

平成25年3月5日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類

8 縦覧に供する期間

平成25年3月19日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線
- 3 事業施行期間
平成13年2月16日から平成27年3月31日まで
(変更前 平成13年2月16日から平成25年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第206号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年5月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アイビー
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
井上 智
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡伯耆町金屋谷410-27
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、社会に貢献できる能力を持ちながら、ディスレクシアをはじめとする学習障害やコミュニケーション障害などの認識されにくい障害や発達障害及び精神障害のため、社会や周囲に理解されず、就学・就労という社会活動の機会を失っている人たちに対して、障害者個人の特性を生かしながら「作業活動を行い対価を得る」という社会経験を支援していくことで、社会生活スキルの向上を促し、長期的な就労定着や社会参加へとつなげていくことを目的とする。

鳥取県告示第207号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら	米子市中島二丁目1-33	ぼかぼかサポート	米子市中島二丁目1-33	居宅介護、行動援護、同行援護	平成25年3月31日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーションまちくら	米子市西倉吉町83-3	同行援護	〃

鳥取県告示第208号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
89	株式会社山陰合同銀行米子支店	所在地	米子市東倉吉30	米子市加茂町二丁目104	平成25年3月18日

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 前田 文男
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第851号
- 4 免許を取り消した年月日 平成25年3月13日
- 5 取消しの理由 死亡

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第135条の3第1項第4号の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容	認定の有効期間
アイコンヤマト株式会社 代表取締役 池谷 勇治	鳥取市国府町 分上三丁目313	全 天 周 ナ ビ M I E R U 画 (全方位ムー ビー画像)	G I S (地理情報システ ム) と全方位ムービー画 像を組み合わせた動画	平成25年3月5 日から平成28年 3月4日まで
株式会社ジーアイシー 代表取締役 桜井 博幸	倉吉市東巖城 町125	簡易観測情報 配信システム 「かんそくん」	積雪、水位等を自動計測 し、当該計測によるデー タを集積し、及び表示す るシステム	平成25年8月10 日から同年9月 30日まで(期間 の更新)

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月19日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在 地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為 の工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
株式会社河金 組 代表取締役 勇 年幸	東伯郡北 栄町上種 85-8	東伯郡北 栄町上種 地内	産業廃棄 物の処分 場(埋立)	4.6176ヘ クタール	4.4468ヘ クタール	2.6596ヘ クタール	平成25年 3月7日 から平成 30年3月 6日まで	平成25年 3月7日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

携帯電話貸借 一式

ア 借入台数 314台

イ 通話想定回数 貸借期間中、携帯電話 1 台につき30秒の通話を60回

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 貸借期間及び借入台数内訳

ア 平成25年 5 月10日（金）から同月28日（火）まで 46台

イ 平成25年 5 月20日（月）から同月28日（火）まで 268台

(4) 入札書の記載方法

入札金額は、貸借に係る料金（導入費用、携帯電話端末費用等を含む。）及び(1)のイの通話想定回数における通話に係る料金の合計額とし、これらの内訳を内訳欄に記載すること。この場合において、通話に係る料金については、携帯電話 1 台についての通話30秒当たりの単価も併せて記載すること。また、無料通話分がある場合には、その条件も併せて記載すること。

なお、契約に当たっては入札書の内訳欄に記載された貸借に係る料金及び携帯電話 1 台についての通話30秒当たりの単価（無料通話分がある場合には、これを考慮した単価とする。）をもって契約金額とし、請求に当たっては貸借料及び通話料合計額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計額をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年3月19日（火）から同年4月17日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器の電気通信機器類又はその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年4月5日（金）午後5時までに4の(3)の場所に提出すること。

(4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年3月19日(火)から同月29日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年4月17日(水)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日(火)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年4月8日(月)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、契約貸借料及び1の(1)のイの借入台数に契約通話単価と1の(1)のイの通話想定回数とを乗じた通話料(無料通話分がある場合には、これを差し引くものとする。)の合計額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

装備資機材借上げ及び搬送等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日から平成25年5月28日まで

(4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年4月3日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年3月19日（火）から同年4月16日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年3月19日(火)から同月28日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年4月16日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日(月)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年4月8日(月)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

交通規制広報看板作製設置等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約の日から平成25年6月20日まで

(4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年3月19日（火）から同年4月11日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が看板・塗料類の看板又はイベント・広告・企画の看板（デザインと制作）に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格名簿への登録に関する申請書類を平成25年4月1日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出するこ

と。

- (4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年3月19日(火)から同月27日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年4月11日(木)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月10日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年4月4日(木)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告または入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。